

施策目標個票

(国土交通省24-⑫)

施策目標	水害・土砂災害の防止・減災を推進する	
施策目標の概要及び達成すべき目標	洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。	
施策目標の評価、達成状況及び今後の方向性	施策目標の評価	「順調である」
	施策目標の達成状況及び今後の方向性	東日本大震災等を踏まえ、既存及び目標年度までの間に拡充・創設した事業制度等によりハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を推進しているところであるが、引き続き水害・土砂災害の防止・減災を推進する必要がある。

		初期値	実績値					評価	目標値	
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度	
業績指標	59 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率 (①河川堤防) (②水門・樋門等)	0%	—	—	—	0%	約16%	A-2	約77%	
		0%	—	—	—	0%	約29%	A-2	約84%	
		年度ごとの目標値							—	—
		初期値							実績値	
			23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	目標値
		0%	—	—	—	0%	約33%	A-2	約57%	
		年度ごとの目標値							—	—
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	目標	
		0%	—	—	—	0%	約13%	A-2	約75%	
		年度ごとの目標値							—	—
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	目標値	
		約72%	—	—	—	約72%	約74%	A-2	約76%	
		約57%	—	—	—	約57%	約58%	A-2	約59%	
		年度ごとの目標値							—	—
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	目標	
		約6.1万戸	—	—	—	約6.1万戸	約5.6万戸	A-2	約4.1万戸	
		年度ごとの目標値							—	—
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	目標	
		約27万m3	—	—	—	約27万m3	約27万m3	B-1	約50万m3	
		年度ごとの目標値							—	—
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	目標値	
		49%	—	—	—	49%	62%	A-2	100%	
		年度ごとの目標値							—	—
		23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	評価	目標	
		約45%	—	—	—	約45%	約54%	B-2	100%	
		年度ごとの目標値							—	—

67 リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率(火山活動による社会的影響が大きく、活動が活発な火山のうち、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山の割合)	初期値	実績値					評価	目標値
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	約48%	—	—	—	約48%	約59%	A-2	100%
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	/
68 社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率 (①重要交通網にかかる箇所) (②主要な災害時要援護者関連施設)	初期値	実績値					評価	目標
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	約46%	—	—	—	約46%	約47%	A-2	約51%
	約29%	—	—	—	約29%	約31%	A-2	約39%
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	/	
69 土砂災害警戒区域指定数	初期値	実績値					評価	目標値
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	約25万9千区域	—	—	—	約25万9千区域	約31万区域	A-2	約46万区域
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	/
70 大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率	初期値	実績値					評価	目標
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	0%	—	—	—	0%	0%	N-2	100%
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	/
71 リエゾン協定締結率(国土交通省等とリエゾン(災害対策現地情報連絡員)派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合)	初期値	実績値					評価	目標値
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	71%	—	—	—	71%	91%	A-2	100%
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	/
72 大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」 ①実施地域ブロック数 ②参加都道府県 ③政令指定都市数	初期値	実績値					評価	目標
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	1ブロック(10%)	—	—	—	1ブロック(10%)	4ブロック(40%)	A-2	10ブロック(100%)
	5団体(11%)	—	—	—	5団体(11%)	22団体(47%)	A-2	47団体(100%)
	2団体(10%)	—	—	—	2団体(10%)	9団体(45%)	A-2	20団体(100%)
年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	/	
73 主要な河川構造物の長寿命化計画策定率	初期値	実績値					評価	目標値
	23年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		28年度
	約3%	—	—	—	約3%	約30%	A-2	100%
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	/
74 大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数	初期値	実績値					評価	目標
	22年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		27年度
	0台	—	—	0台	0台	0台	N-2	20台
	年度ごとの目標値	/	—	—	—	—	/	/

区分		22年度	23年度	24年度	25年度	26年度要求額
予算の状況(百万円)	当初予算(a)	1,248,529 <271>	1,227,821 <131>	1,275,447 <89>	1,258,244 <239>	/
	補正予算(b)	79,855 <0>	174,728 <0>	654,006 <0>	— —	/
	前年度繰越等(c)	354,972 <0>	269,842 <0>	386,244 <0>	— —	/
	合計(a+b+c)	1,683,356 <271>	1,672,391 <131>	2,315,696 <89>	1,258,244 <239>	/
執行額(百万円)		1,358,040 <271>	1,241,203 <131>	/	/	/
翌年度繰越額(百万円)		269,842 <0>	386,244 <0>	/	/	/
不用額(百万円)		55,474 <0>	44,945 <0>	/	/	/

※上記のほか、社会資本整備総合交付金等(22年度:22,000億円、23年度:17,539億円、24年度:15,858億円、25年度:19,594億円)の内数、内閣府に計上された地域自主戦略交付金(23年度:5,120億円、24年度:8,329億円)等の内数がある。

学識経験を有する者の知見の活用	国土交通省政策評価会(平成25年6月14日)				
-----------------	------------------------	--	--	--	--

担当部局名	水管理・国土保全局	作成責任者名	河川計画課 (課長 金尾 健司)	政策評価実施時期	平成25年8月
-------	-----------	--------	---------------------	----------	---------

業績指標 59

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率（①河川堤防、②水門・樋門等）

評 価	
①A-2	①目標値：約77%（平成28年度） 実績値：約16%（平成24年度） 初期値：0%（平成23年度）
②A-2	②目標値：約84%（平成28年度） 実績値：約29%（平成24年度） 初期値：0%（平成23年度）

（指標の定義）

①東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩壊した場合に甚大な被害が想定される区間において、河川堤防の耐震点検により対策が必要とされた区間のうち対策を実施した区間の割合

②東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が崩壊した場合に甚大な被災が想定される区間において、水門・樋門等の耐震点検により対策が必要とされた箇所のうち対策を実施した箇所の割合

（目標設定の考え方・根拠）

平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内（平成28年度末まで）に100%を目指して事業を実施予定である。

（外部要因）

地元の調整状況等

（他の関係主体）

地方公共団体

（重要政策）

【施政方針】

- ・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、洪水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」
- ・日本再生戦略（平成24年7月31日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」

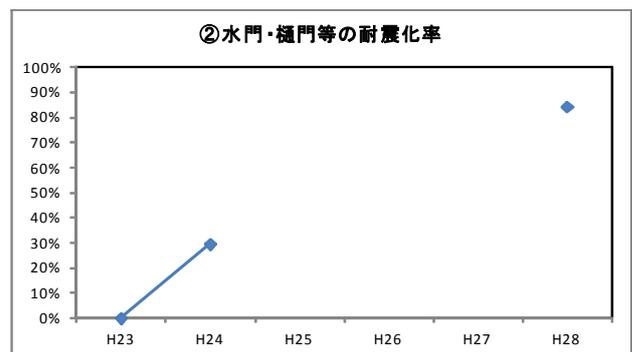
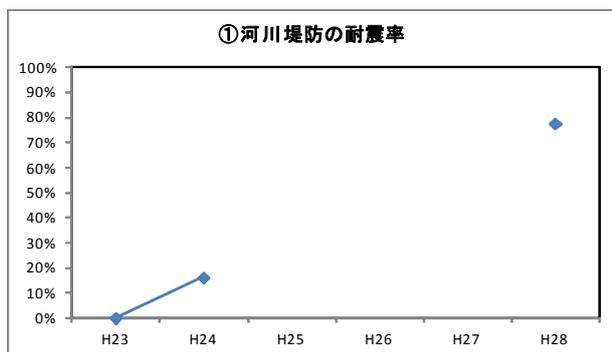
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章」に記載あり

【その他】

- ・なし

過去の実績値		(年度)		
	H23	H24		
①	0%	約16%		
②	0%	約29%		



事務事業の概要

主な事務事業の概要

堤防・水門等の耐震・液状化対策 (◎)

液状化等により、多くの堤防が被災したこと等を踏まえ、堤防・水門等の耐震・液状化対策を実施し、被害の防止・軽減を図る。

予算額：東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 390億円（平成24年度）の内数
（うち復興127億円、全国防災263億円）

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）
1,729億円（平成24年度）の内数

（うち復興267億円、全国防災1,462億円）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- ・平成23年9月「東日本大震災を踏まえた今後の河川堤防の耐震対策の進め方について（報告書）」をとりまとめ、平成24年2月「河川構造物の耐震性能照査指針」を作成した。
- ・平成23年度3次補正予算より、東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が破壊された場合に甚大な被災が想定される区間において、河川管理施設の耐震化を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- ・今後とも、堤防、水門・樋門等の耐震化対策等大規模な地震に対する強度が不十分な施設を耐震化する事業を東海、東南海・南海地震等による被害が予想される地域等において推進していく。
- ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- ・なし

（平成26年度以降）

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 山田 邦博）

業績指標 60

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率

評価

A-2	目標値：約57%（平成28年度） 実績値：約33%（平成24年度） 初期値：0%（平成23年度）
-----	--

(指標の定義)

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、自動化・遠隔操作化等が未対策で早急な対策を要する水門・樋門のうち、対策を実施した箇所割合

(目標設定の考え方・根拠)

平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果等から設定

なお、国管理分については、できるだけ早期に自動化・遠隔操作化を完了する必要があるため、計画期間内（平成28年度末まで）に100%を目指して事業を実施予定である。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

農林水産省、地方公共団体等（事業実施主体）

(重要政策)

【施政方針】

- ・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」
- ・日本再生戦略（平成24年7月31日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」
- ・日本経済再生に向けた緊急経済対策（平成25年1月11日）「震災をはじめとする災害の経験を踏まえ、密集市街地における公共施設の整備や地域における河川・下水道・道路等の風水害・土砂災害対策、河川、海岸、道路等の地震・津波対策、道路の防雪対策、災害に強い広域ネットワークの構築に向けた全国ミッシングリンクの整備等それぞれの地域に適した総合的な事前防災・減災対策を推進する。
 - ・河川・海岸・道路・港湾・空港・鉄道・航路標識・公園・上下水道等の防災対策（国土交通省、厚生労働省）
 - ・防災・安全に焦点を置いた社会資本整備のための交付金の創設（再掲）（国土交通省）」

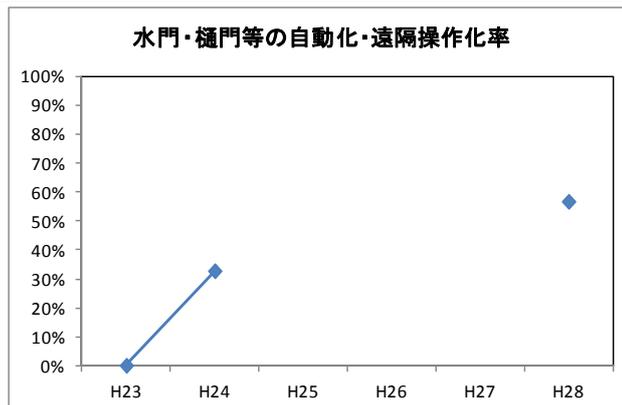
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

- ・なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
0%	約33%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

水門・樋門等の自動化・遠隔操作化（◎）

東日本大震災の教訓を踏まえ、今後、東海、東南海・南海地震等の地震・津波被害が想定される河川及び海岸において、水門・樋門等の自動化・遠隔操作化を実施し、浸水被害の防止・軽減を図る。

予算額：東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 390億円（平成24年度）の内数
（うち復興127億円、全国防災263億円）

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）

1,729億円（平成24年度）の内数

（うち復興267億円、全国防災1,462億円）

海岸事業費255億円（平成24年度事業費）の内数

社会資本整備総合交付金16,124億円（平成24年度国費）の内数

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

・平成24年度の実績値は約33%であり、多くの事業が円滑に進捗していることから、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- ・平成23年9月「東日本大震災を踏まえた堰・水門等の設計、操作のあり方について」をとりまとめた。
- ・平成23年度3次補正予算より、東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、水門・樋門等を自動化・遠隔操作化する事業を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度の実績値は約33%であり、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- ・今後とも、東海、東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、水門・樋門等を自動化・遠隔操作化する事業を推進していく。
- ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- ・農林水産省及び国土交通省が設置した「水門・陸閘等の効率的な管理運用検討委員会」における議論を踏まえ、平成25年4月に「水門・陸閘等管理システムガイドライン」を改訂するとともに、「水門・陸閘等の整備・管理のあり方に関する提言」をとりまとめた。
- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、新たに創設された防災・安全交付金により、水門等の自動化・遠隔操作化等の事業を推進。

（平成26年度以降）

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局治水課（課長 山田 邦博）
水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室（室長 五道 仁実）
港湾局海岸・防災課（課長 守屋 正平）

業績指標 6 1

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な河川堤防の津波対策実施率

評 価

A-2	目標値：約75%（平成28年度） 実績値：約13%（平成24年度） 初期値：0%（平成23年度）
-----	--

(指標の定義)

東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の河川の津波遡上区間において、想定される津波（いわゆるL1津波）に対する対策が必要と判断された河川堤防のうち、高さの確保及び耐震化を実施した区間の割合

(目標設定の考え方・根拠)

平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

なお、国管理分については、できるだけ早期に津波対策を完了する必要があるため、計画期間内（平成28年度末まで）に100%を目指して事業を実施予定である。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

- ・第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）「首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」
- ・日本再生戦略（平成24年7月31日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」

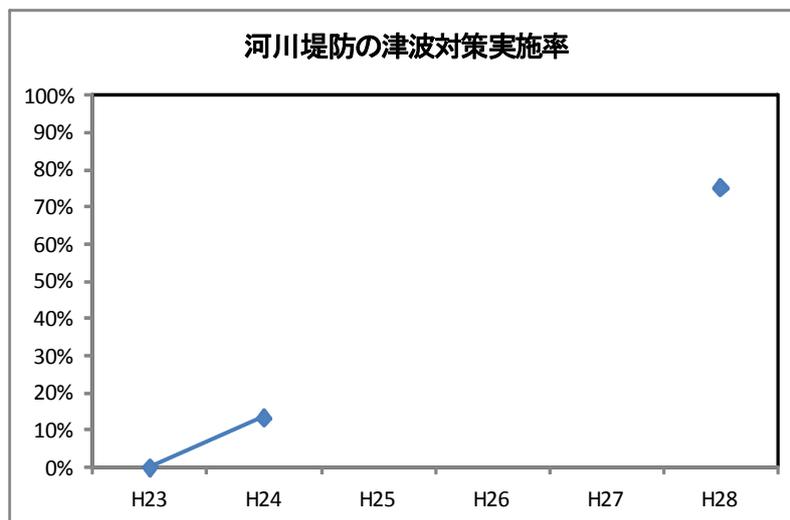
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

- ・なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
0%	約13%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

河川津波対策

津波により、甚大な被害が発生したことを踏まえ、堤防の嵩上げ等を実施し、被害の防止・軽減を図る。

予算額：東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費 390億円（平成24年度）の内数
（うち復興127億円、全国防災263億円）

東日本大震災からの復旧・復興対策に係る経費（社会資本整備総合交付金）
1,729億円（平成24年度）の内数

（うち復興267億円、全国防災1,462億円）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- ・過去の実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- ・平成23年8月「河川への遡上津波対策に関する緊急提言」としてとりまとめられた。
- ・平成23年度3次補正予算より、東海、東南海・南海地震等の大規模地震の対策地域を流域に持つ河川の津波が遡上すると想定される区間において堤防の嵩上げを行う事業を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・業績指標については、目標達成に向けて着実な進捗を示している。
- ・今後とも、大規模地震の対策地域を流域に持つ河川に津波が遡上すると想定される区間において堤防の嵩上げを推進していく。
- ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- ・なし

（平成26年度以降）

- ・なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 山田 邦博）

業績指標 6 2

人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率（①国管理区間、②県管理区間）

評 価	
①A-2	①目標値：約 7 6 %（平成 2 8 年度） 実績値：約 7 4 %（平成 2 4 年度） 初期値：約 7 2 %（平成 2 3 年度）
②A-2	②目標値：約 5 9 %（平成 2 8 年度） 実績値：約 5 8 %（平成 2 4 年度） 初期値：約 5 7 %（平成 2 3 年度）

(指標の定義)

背後地に人口・資産等が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合

(目標設定の考え方・根拠)

平成 2 8 年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

・なし

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針 2 0 0 9（平成 2 1 年 6 月 2 3 日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」
- ・日本再生戦略（平成 2 4 年 7 月 3 1 日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」

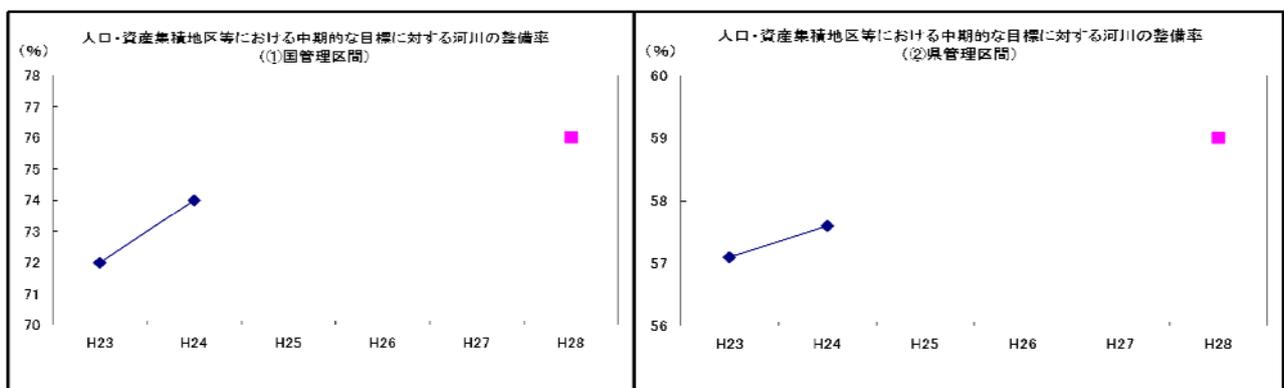
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成 2 4 年 8 月 3 1 日）「第 3 章に記載あり」

【その他】

・なし

過去の実績値				(年度)
H 2 3	H 2 4			
①約 7 2 %	①約 7 4 %			
②約 5 7 %	②約 5 8 %			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進◎
(河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等)

予算額：河川事業費	4,386億円の内数(平成24年度 事業費)
河川総合開発事業費	2,717億円の内数(平成24年度 事業費)
社会資本整備総合交付金	14,395億円の内数(平成24年度 国費)
地域自主戦略交付金	6,754億円の内数(平成24年度 国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 実績値を結ぶトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成することが見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- 激甚な水害や、床上浸水が頻発するなど繰り返しの水害の発生により、国民の生活に大きな支障が生じている地域において、被害の防止・軽減を図るため、集中的に事業を実施している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 指標の実績値は目標達成に向けて進捗しているが、3大都市圏等が被災すれば国家レベルの社会経済活動に深刻なダメージを受ける。また、地域レベルでも拠点機能が被災すれば大きなダメージを受けるため、本指標の持つ重要性は高い。今後も財政状況が厳しくなる見込みの中、コスト縮減を図りながら、投資効果の高い箇所に重点的・集中的に行う必要がある。
- 近年、地球温暖化に伴う気候変化による海面水位の上昇、豪雨や台風の強度の一層の増大など自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因する新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、可能な限り早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るよう、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- 被災したとしても、国民の生活や社会経済活動に深刻なダメージを受けることなく持続可能となるよう、重点的かつ集中的に保全対策の実施を行う。
- 以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- なし

(平成26年度以降)

- なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局治水課(課長 山田 邦博)

業績指標 63

過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数

評価	
A-2	目標値：約4.1万戸（平成28年度） 実績値：約5.6万戸（平成24年度） 初期値：約6.1万戸（平成23年度）

(指標の定義)

過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で依然として浸水のおそれのある戸数

(目標設定の考え方・根拠)

長期的には0戸を目指す。

平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。

なお、国管理分については、できるだけ早期に浸水のおそれのある家屋を解消する必要があるため、計画期間内（平成28年度末まで）に約9割の解消を目指して、事業を実施予定である。

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

・なし

【閣議決定】

- ・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」
- ・日本再生戦略（平成24年7月31日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」

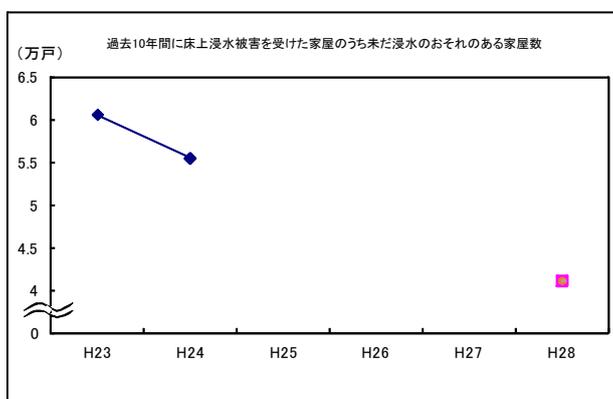
【閣決（重点）】

- ・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

・なし

過去の実績値					(年度)
H20	H21	H22	H23	H24	
—	—	—	約6.1万戸	約5.6万戸	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

○人口・資産が集中する地域や近年甚大な被害が発生した地域等における水害対策の推進 (◎)

河道掘削や堤防整備等の河川改修、洪水調節施設の整備、堤防強化等

予算額：河川事業費 4,386億円の内数（平成24年度 事業費）

河川総合開発事業費 2,717億円の内数（平成24年度 事業費）

社会資本整備総合交付金 14,395億円の内数（平成24年度 国費）

○下水道における浸水対策施設の整備の推進（◎）

下水道事業による浸水対策施設の整備により、都市の浸水被害の軽減を図るため、事業を実施する地方公共団体に対して補助を行う。

予算額：社会資本整備総合交付金 14,395億円の内数（平成24年度国費）

（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

○税制

①雨水貯留浸透施設に係る特例措置（所得税、法人税）

（特例の概要）都市部において河川管理者以外の者が設置する雨水貯留浸透利用施設に係る割増償却（5年間10%）

②特定都市河川流域における雨水貯留浸透施設に係る特例措置（固定資産税）

（特例の概要）特定都市河川浸水被害対策法の特定都市河川流域において、対策工事として設置された雨水貯留浸透施設について、固定資産税の課税標準を2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内において市町村の条例で定める割合とする。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 実績値を結ぶトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成することが見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- 地球温暖化に伴う気候変動により、近年では、河川整備の目安としてきた時間雨量50ミリを大きく上回る時間雨量100ミリのゲリラ豪雨が頻発している。現時点では、ゲリラ豪雨の発生場所を予測することは困難であるため、流域全体において対応することが効果的である。平成21年度より流域貯留浸透事業を全国に推進してきたが、流域対策として一層の効果発現を図るため、平成22年度には調節池整備事業の制度の拡充を行った。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- H24年度の実績値は、当初予算に加え、予備費や補正による事業進捗を図ったことから、順調に推移している。
- 近年の集中豪雨の増加などの自然的状況の変化や、少子高齢化などの社会的状況の変化に起因した新たな様相の災害に的確に対応しつつ、今後の投資余力が限られる中で、できるだけ早期に安全度を高め、被害を最小化する「減災」を図るため、多様な整備手法の導入や既存施設の有効活用、危機管理体制の強化などを強力に推進する。
- 下水道事業と河川事業の連携による浸水対策を重点的に推進し、床上浸水が慢性化している地区における抜本的な浸水解消を図る。現在6河川（鶴見川水系鶴見川（東京都、神奈川県）、庄内川水系新川（愛知県）、淀川水系寝屋川（大阪府）、巴川水系巴川（静岡県）境川水系境川（愛知県）、猿渡水系猿渡川（愛知県））を特定都市河川浸水被害対策法に基づく特定都市河川に指定されているが、今後、新たな河川を特定都市河川に指定し、河川整備に加え、流域対策や土地利用規制等の浸水被害対策を総合的に推進することにより都市洪水又は都市浸水による被害を防止する。
- 引き続き、九州の豪雨災害、紀伊半島の深層崩壊等、災害が頻発している状況を踏まえ、甚大な災害が発生した地域における再度災害防止策等を重点的に実施する。
- 以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- 近年、全国各地でいわゆるゲリラ豪雨が頻発していることを踏まえ、流域対策をより一層推進するため、交付対象となる貯留・浸透施設の規模要件を「100mm/h 安心プラン」に登録された地域に限り複数の施設により500m³以上の容量を確保するものに緩和する。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域水害対策計画」、水管理・国土保全局長通知による実施要綱に基づく「100mm/h 安心プラン」等に位置づけられた河川部局・下水道部局等が連携して実施する事業に対して、重点的に予算を配分する。

（平成26年度以降）

- なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 山田 邦博）

水管理・国土保全局下水道部流域管理官（流域管理官 加藤 裕之）

業績指標 64

人口・資産集積地区等の流域貯留施設の貯留量

評価	
B-1	目標値：約50万m ³ （平成28年度） 実績値：約27万m ³ （平成24年度） 初期値：約27万m ³ （平成23年度）

(指標の定義)

背後地に人口・資産が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域において、流域の持つ保水・遊水機能を確保するための調節池、流域貯留施設等の整備により確保される貯留量

(目標設定の考え方・根拠)

平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定

(外部要因)

地元の調整状況等

(他の関係主体)

地方公共団体

(重要政策)

【施政方針】

・なし

【閣議決定】

・経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）「大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」

・日本再生戦略（平成24年7月31日）「これまでの防災対策に加え、大規模災害に対する「減災」対策、津波防災地域づくりの推進、国全体の危機管理体制の強化、国土のミッシングリンクの早期解消、総合的な水管理の推進、地域防災力の向上、企業の事業継続計画（BCP）の実効性向上、住宅、学校・病院を含む建築物、駅等の耐震化等に取り組む。」

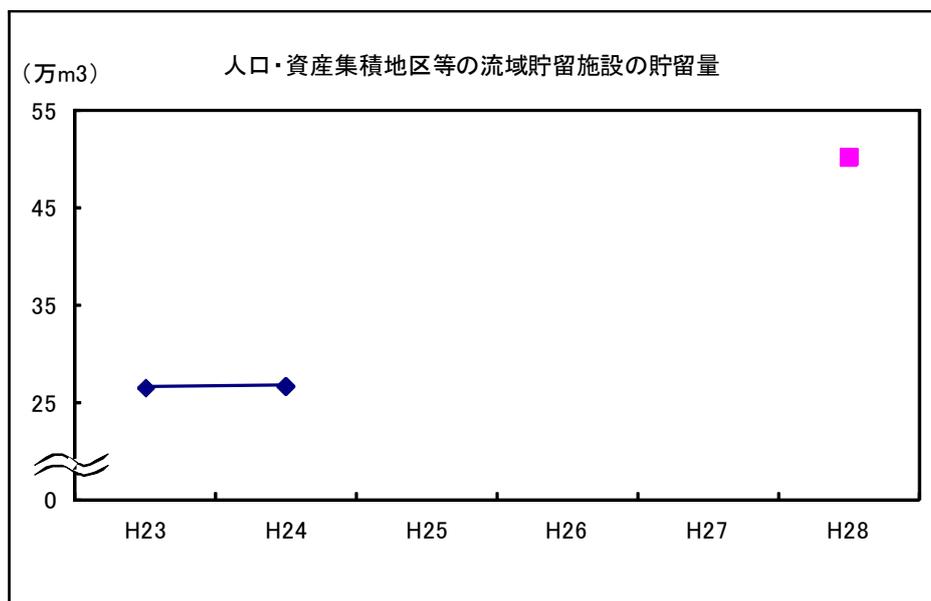
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

・なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
約27万m ³	約27万m ³			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

河川への流出抑制対策の推進（流域貯留施設、浸透ます、透水性舗装、防災調整池等の雨水貯留浸透施設の整備）◎
予算額：社会資本整備総合交付金 国費14,395億円（平成24年度）の内数
（注）◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

- 実績値によるトレンドを延長すると、目標年度の目標値を下回る評価となるが、平成25年度から流域貯留浸透事業の交付要件拡充を図るところであり、今後の実績値の急上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

（事務事業の実施状況）

- 近年の都市化の進展や地球温暖化に伴う気候変動に対応するため、河川管理者が行う河川整備や排水機場整備のみならず、市町村等が実施する土地利用規制、流域貯留施設の整備、流出抑制対策、下水道整備等の総合的な治水対策を推進している。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 平成24年度の実績値は、昨年度の実績値とほぼ横ばいであり、目標へのトレンドに届いていないものの、平成25年度から流域貯留浸透事業の採択要件拡充を図ることなどにより、今後の実績値の上昇が見込まれることから、B-1と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

- 近年、全国各地でいわゆるゲリラ豪雨が頻発していることを踏まえ、流域対策をより一層推進するため、交付対象となる貯留・浸透施設の規模要件を「100mm/h 安心プラン」に登録された地域に限り複数の施設により500m³以上の容量を確保するものに緩和する。
- 特定都市河川浸水被害対策法に基づく「流域水害対策計画」、水管理・国土保全局長通知による実施要綱に基づく「100mm/h 安心プラン」等に位置づけられ、下水道部局等と連携して実施する河川事業に対して、重点的に予算を配分する。

（平成26年度以降）

- なし

担当課等（担当課長名等）

担当課：水管理・国土保全局治水課（課長 山田 邦博）

業績指標 65

ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合（洪水）

評 価	
A-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：62%（平成24年度） 初期値：49%（平成23年度）

（指標の定義）

洪水ハザードマップ作成対象市町村数のうち洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合（%）

洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合＝①／②

①：洪水ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数

②：洪水ハザードマップ作成対象となると想定している市町村数（1,342市町村：平成23年度）

（目標設定の考え方・根拠）

洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等の実施することは、住民の水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものであり、本指標はその成果を測るものである

全国の大河川及び主要な中小河川（洪水予報河川、水位周知河川）の浸水想定区域に含まれている市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村の全てで計画期間中（平成28年度まで）に実施されるようになることを目標とする。

（外部要因）

特になし

（他の関係主体）

地方自治体（都道府県）（都道府県管理河川における浸水想定区域指定・公表）

地方自治体（市町村）（洪水ハザードマップ作成・防災訓練実施主体）

（重要政策）

【施政方針】

・第183回国会 施政方針演説（平成25年2月28日）

「命を守るための「国土強靱化」が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

・基本方針（平成24年12月26日）「老朽化インフラ対策など事前防災のための国土強靱化の推進や、大規模な災害やテロなどへの危機管理対応にも万全を期すなど、国民の暮らしの不安を払拭し、安心社会をつくる。」

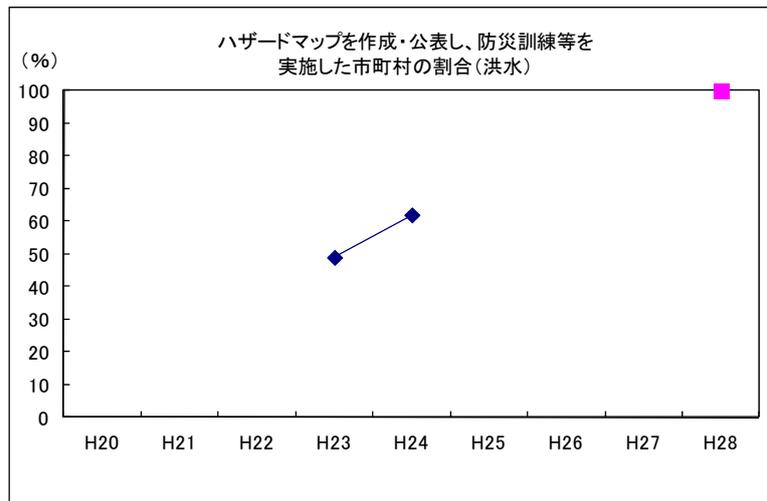
【閣決（重点）】

・社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
49%	62%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・市町村の洪水ハザードマップの作成及び公表を支援し、合わせて防災訓練等を実施することで住民の防災意識の向上を促し、水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度に設定した本指標の動向については、洪水ハザードマップの作成・公表は平成28年度目標達成に向けた成果を示しており、また、平成24年度より地方公共団体にとって自由度の高い防災・安全交付金が活用されていることや近年の災害を受けて防災に対する意識が高まっていることなどから、洪水ハザードマップを活用した防災訓練等の実施を促していくことで、実績値の向上が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・平成25年3月に「洪水ハザードマップ作成の手引き」を改定。
- ・平成19年4月に「ハザードマップポータルサイト」を開設。
(<http://www1.gsi.go.jp/geowww/disapotal/index.html>)
- ・浸水想定区域図の公表については、平成13年の水防法改正時から順調に実績値が向上している。
(平成25年3月31日現在の公表：国管理河川417河川(対象430河川中)、都道府県管理河川1,520河川(対象1,539河川中))

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度の実績は前年度に比べて伸びており、目標達成に向けて順調に推移している。
- ・洪水ハザードマップはすでに9割以上の市町村が作成・公表している。また、平成25年3月に改定した「洪水ハザードマップ作成の手引き」においても洪水ハザードマップの活用をさらに促進することとしたところであり、こうした取組みを継続することにより、今後市町村等が主催する避難訓練等の防災訓練の実績値の向上が期待される。
- ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

- ・平成24年度に創設した「防災・安全交付金」等を活用して市町村の洪水ハザードマップ作成・公表及び防災訓練を実施を支援する。
- ・また、水防法を改正して、洪水予報等を河川管理者から関係市町村長に通知することとし、避難勧告や避難指示の判断を行う市町村を支援する。

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局河川環境課(課長 渥美 雅裕)

業績指標 66

土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合

評 価

B-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：約54%（平成24年度） 初期値：約45%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

土砂災害警戒区域が指定された市町村のうち、土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合

土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合＝①／②

- ①：土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練を実施した市町村数
- ②：土砂災害警戒区域が指定された市町村数（平成23年度末時点）

（目標設定の考え方・根拠）

土砂災害警戒区域が指定された市町村については、ハザードマップの作成・公表および防災訓練が、早期に実施される必要があり、これらの市町村の全てで平成28年度までに実施されるようになることを目標に設定。

（外部要因）

地元調整の状況等
 開発行為による新規の住宅地等の増大

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
 「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
 「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
 「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
 「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」
- ・ 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）
 「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
 「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、濁水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章3.）

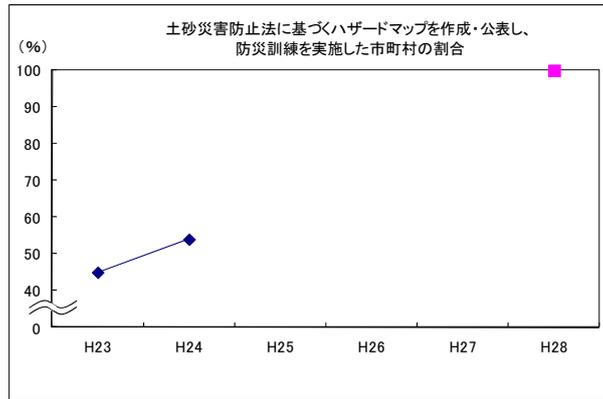
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値		(年度)			
H23	H24				
約45%	約54%				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

○砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)

砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害警戒区域等の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：地域自主戦略交付金6,754億円の内数(平成24年度国費)

沖縄振興公共投資交付金771億円の内数(平成24年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績は約54%であり、過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値の達成ができないこととなるが、平成24年度においては、自主避難や避難勧告等に基づく避難により土砂災害からの被害を免れる事例を周知することにより、防災訓練の実施による地元住民の警戒避難に対する意識向上の重要性が認識され、平成25年度は過去最大の市町村数で防災訓練が実施される予定であることから、今後の実績値の上昇が見込まれ、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- 平成13年に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域の指定により、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい危害が発生するおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造を規制すること等により、土砂災害防止のための対策を推進している。
- 平成17年7月の同法の一部改正では、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成18年9月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- 平成23年度には土砂災害防止法に関する政策レビュー実施し、レビューで明らかになった課題を踏まえ、引き続き、土砂災害ハザードマップの作成・公表を推進しているところ。
- 毎年6月の土砂災害防止月間では、行政機関、防災関係機関及び地域住民が参加する土砂災害・全国統一防災訓練を全国的に実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を図っている。
- 平成24年度までに、全国で約600市町村において、土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練が行われた。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 当該業績指標は過去の実績値によるトレンドを延長すると目標年度に目標値の達成ができないこととなるが、土砂災害防止法に基づくハザードマップは、土砂災害警戒区域における円滑な避難体制を確保する上で必要な事項を記載したもので、平常時における土砂災害警戒区域等の周知、防災意識の普及、土地利用調整等に活用するとともに、警戒避難時には情報伝達、避難誘導等に活用されるものであり、重点的な作成・公表が進められている。また、自主避難や避難勧告等に基づく避難により土砂災害からの被害を免れる事例を周知することにより、防災訓練の実施による地元住民の警戒避難に対する意識向上の重要性が認識され、平成25年度は過去最大の市町村数で防災訓練が実施される予定である。以上から、「B-2」と評価した。
- 平成23年の東日本大震災を受け、ハザードマップの作成や防災訓練の重要性が再認識されており、土砂災害に対する警戒避難体制を強化するため、引き続き、積極的に取り組みを進める。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 (課長 西山 幸治)

業績指標 67

リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率（火山活動による社会的影響が大きく、活動が活発な火山のうち、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山の割合）

評 価

A-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：約59%（平成24年度） 初期値：約48%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山（29火山）のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップ（注）を整備した火山の割合（%）

リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率＝①／②

①：火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山

②：火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山（29火山）

（注）火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火口位置の変化や降灰領域の拡大等、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するもの。

（目標設定の考え方・根拠）

今後5年間に対象全火山（29火山）については、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、リアルタイム火山砂防ハザードマップを早期に整備する必要があるため、平成28年度までにこれらの全てについて整備することを目標とする。

（外部要因）

地元調整の状況等

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」
- ・ 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）
「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章3.）

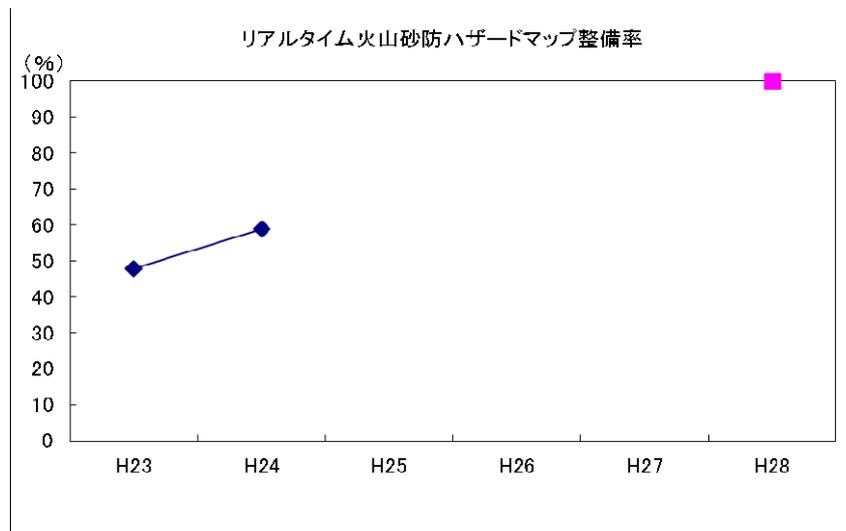
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H 2 3	H 2 4				
約 4 8 %	約 5 9 %				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

①火山地域における砂防設備の整備(◎)

土石流及び火山噴火にともなう火山泥流、火砕流、溶岩流等による災害から人命、財産を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：砂防事業費等 1, 0 3 3 億円の内数（平成 2 4 年度事業費）

社会資本整備総合交付金 1 4, 3 9 5 億円の内数（平成 2 4 年度国費）

②火山噴火時等の警戒避難対策の実施(◎)

火山地域において警戒避難対策の整備等を行うことで、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：地域自主戦略交付金 6, 7 5 4 億円の内数（平成 2 4 年度国費）

(注)◎を付けた施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- 平成 2 4 年度の実績は約 5 9 % であり、目標の達成に向けて着実に進捗している。

(事務事業の実施状況)

- 活火山及びその周辺地域からなる火山砂防地域においては、土石流、火山泥流等の土砂災害から下流部の人家、公共施設等を保全するため、砂防堰堤等のハード対策を実施する一方で、火山地域の住民の警戒避難に資するため、火山ハザードマップの整備や土砂の動きを監視するための監視カメラやワイヤーセンサー等のソフト対策を実施するなど、ハード・ソフト一体となった対策を推進してきた。
- 火山噴火時の緊急的な対策の実施により土砂災害による被害を軽減するため、火山毎に、緊急ハード対策の施工やリアルタイム火山砂防ハザードマップによる危険区域の設定等、平常時の準備事項及び噴火時の対応等のハード・ソフト対策からなる火山噴火緊急減災対策砂防計画（以下、「計画」という）の策定を推進してきた。
- 各火山では、リアルタイム火山砂防ハザードマップ作成の基礎データとなる火山周辺の詳細な地形データの収集や噴火シナリオの作成を進めているほか、事前に行った数値シミュレーション結果をロールプレイング型防災訓練で活用することにより検証を行うなど、実用的なリアルタイム火山砂防ハザードマップの整備を進めてきた。
- 現在は、平成 1 9 年 3 月に「火山噴火緊急減災対策に関する検討会」により示された「火山噴火緊急減災対策ガイドライン（案）」により、計画策定の一環としてリアルタイム火山砂防ハザードマップの整備を進めている。
- 平成 2 3 年 7 月には「今後の土砂災害対策を考える会」の意見を踏まえ「今後の土砂災害対策の方向性」をとりまとめ、「大規模土砂災害に対する危機管理の充実・強化」の一環として、引き続きリアルタイム火山砂防ハザードマップの整備を進めているところ。
- 平成 2 4 年度までに 2 7 火山において計画策定の委員会が開催されているなど、各火山において、おおむね当初の予定通り準備及び作成を進めている。
- H 2 4 年度末現在、富士山、浅間山等 1 7 火山において、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備しており、当面の噴火想定には対応できる。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当該業績指標は着実に進捗しており、また、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A-2」と評価した。
- ・リアルタイム火山砂防ハザードマップは、火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するものであり、火山噴火時の避難対策支援に活用されるものである。
- ・リアルタイム火山砂防ハザードマップが早期に整備されるよう、基となる計画策定のための委員会が開催されていない残りの2火山についても、早期に委員会が開催され、計画が策定されるよう取組みを継続する。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課(課長 西山 幸治)

業績指標 68

社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率

(①重要交通網にかかる箇所、②主要な災害時要援護者関連施設)

評 価

①A-2	目標値：①約51% ②約39% (平成28年度)
②A-2	実績値：①約47% ②約31% (平成24年度)
	初期値：①約46% ②約29% (平成23年度)

(指標の定義)

土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合(分子/分母)

(分子) 土砂災害のおそれのある

- ①重要交通網にかかる箇所
- ②主要な災害時要援護者関連施設

のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所

(分母) 土砂災害のおそれのある

- ①重要交通網にかかる箇所
- ②主要な災害時要援護者関連施設

(目標設定の考え方・根拠)

直轄事業の実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。

(外部要因)

地元調整の状況等

開発行為による新規の住宅地等の増大による社会経済上重要な施設の増加

(他の関係主体)

都道府県

(重要政策)**【施政方針】**

- ・ 第162回国会施政方針演説(平成17年1月21日)
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説(平成19年1月26日)
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説(平成20年1月18日)
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害者をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説(平成22年1月29日)
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説(平成24年1月24日)
「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」
- ・ 第183回国会施政方針演説(平成25年2月28日)
「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2009(平成21年6月23日)
「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、洪水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」(第3章3.)

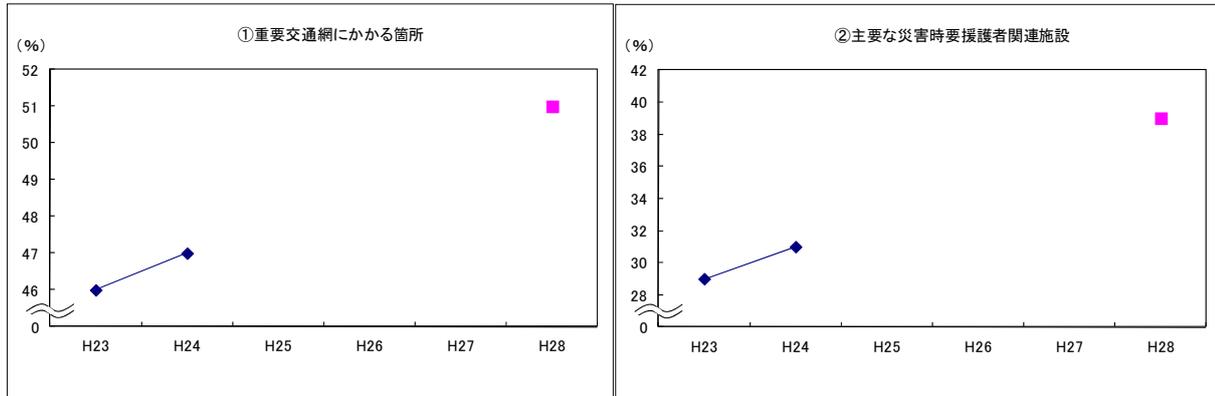
【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値		(年度)			
H 2 3	H 2 4				
①約 4 6 %	①約 4 7 %				
②約 2 9 %	②約 3 1 %				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

① 砂防設備の整備 (◎)

土砂流出による災害から人命、財産等を守ることを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：砂防事業費等 1, 0 3 3 億円の内数 (平成 2 4 年度事業費)
 砂防事業費等 (補正) 4 2 4 億円の内数 (平成 2 4 年度事業費)
 社会資本整備総合交付金 1 4, 3 9 5 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
 防災・安全交付金 (補正) 5, 4 9 8 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
 地域自主戦略交付金 6, 7 5 4 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
 沖縄振興公共投資交付金 7 7 1 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)

② 地すべり防止施設の整備 (◎)

人家、公共建物等に対する地すべり等による被害を防止・軽減することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：砂防事業費等 1, 0 3 3 億円の内数 (平成 2 4 年度事業費)
 砂防事業費等 (補正) 4 2 4 億円の内数 (平成 2 4 年度事業費)
 社会資本整備総合交付金 1 4, 3 9 5 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
 防災・安全交付金 (補正) 5, 4 9 8 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
 地域自主戦略交付金 6, 7 5 4 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
 沖縄振興公共投資交付金 7 7 1 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)

③ 急傾斜地崩壊対策施設の整備 (◎)

急傾斜地の崩壊による災害から国民の生命を保護することを通じ、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：砂防事業費等 1, 0 3 3 億円の内数 (平成 2 4 年度事業費)
 砂防事業費等 (補正) 4 2 4 億円の内数 (平成 2 4 年度事業費)
 社会資本整備総合交付金 1 4, 3 9 5 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
 防災・安全交付金 (補正) 5, 4 9 8 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
 地域自主戦略交付金 6, 7 5 4 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)
 沖縄振興公共投資交付金 7 7 1 億円の内数 (平成 2 4 年度国費)

(税制)

① 砂防設備の設置のために地役権を設定する場合の譲渡所得の特別控除適用 (所得税)

導流堤及び遊砂地の設置のために設定される地役権の対価が一定価格を超える場合、譲渡取得について特別控除を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

② 砂防指定地に対する固定資産税の課税標準の特例 (固定資産税)

砂防法第 2 条の規定に基づき指定された砂防指定地のうち、山林に係る固定資産評価額について減免措置を適用し、砂防設備の整備推進に寄与。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度の実績は、①重要交通網にかかる箇所 約47%、②主要な災害時要援護者関連施設 約31%である。①及び②はともに、目標の達成に向けて着実に進捗している。

(事務事業の実施状況)

- ・大規模崩壊地等における根幹的な土砂災害対策や被災すると経済活動に甚大な影響を及ぼす重要交通網等の保全は、従来から予防的な対策に取り組んできた。
- ・平成23年東日本大震災への対応として、強い地震動により不安定な土砂が流動化し、被災地の復興に不可欠な重要交通網等に甚大な被害を及ぼすおそれが高まっている地域において、土砂災害対策を実施した。
- ・災害時要援護者関連施設の保全は、平成10年8月の福島県での災害時要援護者関連施設の被災（死者5名）を受け、総合的な土砂災害対策の強化を図ってきた。
- ・平成21年7月には山口県で災害時要援護者関連施設の被災（死者7名）が発生したことを受け、市町村や福祉部局等、関係機関との連携による災害時要援護者関連施設等に係る土砂災害対策の推進を都道府県に通知するとともに、平成21年の豪雨・台風被害に鑑み、国土交通省をはじめ関係7府省庁連名で、災害時要援護者を含む避難支援対策の推進を都道府県に通知し、ハード・ソフト両面での土砂災害対策のより一層の重点的な推進を図ってきた。
- ・平成23年7月には「今後の土砂災害対策を考える会」の意見を踏まえ「今後の土砂災害対策の方向性」をとりまとめ、「国土の保全に資する土砂災害対策の推進」「土砂災害対策を取り巻く社会条件・自然環境の変化への対応」の一環として、社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策を進めているところ。
- ・平成24年度の補正予算においても、当該指標に係る箇所での事業を進めている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・当該業績指標のうち、①重要交通網にかかる箇所及び②主要な災害時要援護者関連施設はともに着実に進捗していることから、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A-2」と評価した。
- ・本施策は、国土保全や安全で安心できる社会の形成のために非常に重要であることから、一層の重点的な取組みの必要性について十分理解が得られるよう、都道府県に対して機会あるごとに周知・要請に努め、目標の達成を目指している。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課（課長 西山 幸治）

業績指標 69

土砂災害警戒区域指定数

評 価

A-2

目標値：約46万区域（平成28年度）
 実績値：約31万区域（平成24年度）
 初期値：約25万9千区域（平成23年度）

(指標の定義)

土砂災害警戒区域の指定数

(目標設定の考え方・根拠)

平成19年度以降の実績の推移を勘案し設定。

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

都道府県及び市町村

(重要政策)

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
 「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
 「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
 「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
 「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
 「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」
- ・ 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）
 「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
 「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章3.）

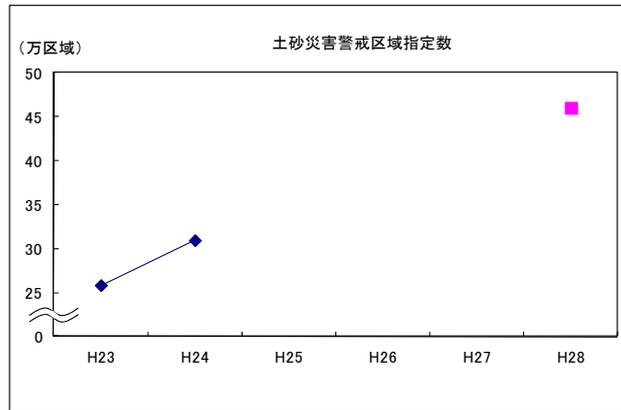
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値					(年度)
H23	H24				
約25万9千区域	約31万区域				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

(予算)

○砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施 (◎)

砂防基礎調査・急傾斜地基礎調査の実施を通じ、土砂災害警戒区域等の指定を行い、国土の保全と国民が安全で安心できる社会づくりを進める。

予算額：地域自主戦略交付金 6,754 億円の内数 (平成 24 年度国費)

沖縄振興公共投資交付金 771 億円の内数 (平成 24 年度国費)

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備事業に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成 24 年度の実績は約 31 万区域であり、目標の達成に向けて着実に進捗している。

(事務事業の実施状況)

- 平成 13 年に施行された土砂災害防止法に基づき、土砂災害から国民の生命及び身体を守るため、土砂災害警戒区域の指定により、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備を図るとともに、著しい危害が発生するおそれがある区域を土砂災害特別警戒区域として指定し、一定の開発行為を制限するほか、建築物の構造を規制すること等により、土砂災害防止のための対策を推進している。
- 平成 17 年 7 月の同法の一部改正では、市町村に対する土砂災害ハザードマップの配布の義務付けや、土砂災害情報の伝達方法の市町村地域防災計画への規定を義務づけたほか、平成 18 年 9 月に土砂災害防止法に基づく土砂災害防止対策基本指針を変更し、市町村の警戒避難体制整備に対する都道府県の役割について述べるなど、警戒避難体制整備を強化し、土砂災害防止対策の効率的な推進を図っている。
- 平成 23 年度には土砂災害防止法に関する政策レビュー実施し、レビューで明らかになった課題を踏まえ、引き続き、早期の区域指定に向けた取り組みを推進しているところ。
- 毎年 6 月の土砂災害防止月間では、行政機関、防災関係機関及び地域住民が参加する土砂災害・全国統一防災訓練を全国的に実施し、土砂災害に対する警戒避難体制の強化及び防災意識の向上を図っている。
- 平成 24 年度までに、全国で約 31 万区域の土砂災害警戒区域が指定された。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- 当該業績指標は着実に進捗しており、また、既存施策を引き続き推進していくこととし、「A-2」と評価した。
- 土砂災害警戒区域は、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、当該区域における警戒避難体制の整備により、土砂災害から国民の生命及び身体を守るために指定するものである。
- 平成 24 年度までに、全国で約 31 万区域の土砂災害警戒区域が指定されたが区域指定は完了しておらず、引き続き、区域指定の進捗を図る必要がある。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 25 年度)

なし

(平成 26 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局砂防部砂防計画課 (課長 西山 幸治)

業績指標 70

大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率

評 価

N-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：0%（平成24年度） 初期値：0%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

平成22年公表の深層崩壊推定頻度マップ（注1）において深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に対する大規模土砂移動検知システム（注2）により監視できる面積の割合（以下、監視カバー率という）。

大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率=①/②

① 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に大規模土砂崩壊が発生した場合に大規模土砂移動検知システムにより監視できると思われる範囲（監視カバー範囲）の面積

② 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域の総面積

（注1）・・・過去の発生事例から得られている情報をもとに深層崩壊の発生頻度を推定したマップ

（注2）・・・山地地域に配置した振動センサーをネットワーク化し、検知した地盤振動から、大規模な土砂移動現象の発生位置と時間を推定することにより大規模土砂崩壊発生箇所の把握の時間短縮を行うシステム

（目標設定の考え方・根拠）

深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域については、早期に大規模土砂移動検知システムにより監視できるようにするため、これらの地域について平成28年度までに監視カバー率を100%とすることを目標に設定。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

都道府県及び市町村

（重要政策）

【施政方針】

- ・ 第162回国会施政方針演説（平成17年1月21日）
「一日も早く被災者の方々が安心して生活できるよう、復旧と復興に全力を尽くすとともに、阪神・淡路大震災の発生から10年目の本年、災害に強い国づくりを一層進めてまいります。」
- ・ 第166回国会施政方針演説（平成19年1月26日）
「大規模地震対策や土砂災害対策など、防災対策を戦略的、重点的に進めます。迅速かつ正確に防災情報を提供し、お年寄りや障害者などの被害を最小限にするように努めます。」
- ・ 第169回国会施政方針演説（平成20年1月18日）
「自然災害時の犠牲者ゼロを目指し、お年寄りや障害をお持ちの方への対策、小中学校や住宅の耐震化を進めます。被災者の生活再建支援にも万全を期します。都市の防災について、密集市街地対策を進めるとともに、大規模地震発生に備え、高層建築物の防災対策や避難地・防災拠点の整備を進めるなど、総合的な対策を講じてまいります。」
- ・ 第174回国会施政方針演説（平成22年1月29日）
「災害列島といわれる日本の安全を確保する責任を負う者として、防災、そして少しでも被害を減らしていく「減災」に万全を期さねばならないとあらためて痛感しました。」
- ・ 第180回国会施政方針演説（平成24年1月24日）
「津波を含むあらゆる自然災害に強い持続可能な国づくり・地域づくりを実現するため、災害対策全般を見直し、抜本的に強化します。」
- ・ 第183回国会施政方針演説（平成25年2月28日）
「命を守るための『国土強靱化』が、焦眉の急です。首都直下地震や南海トラフ地震など、大規模な自然災害への備えも急がなければなりません。徹底した防災・減災対策、老朽化対策を進め、国民の安全を守ります。」

【閣議決定】

- ・ 経済財政改革の基本方針2009（平成21年6月23日）
「集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、大規模地震、大規模水害・土砂災害、津波・高潮、豪雪、火山噴火等への防災・減災対策、渇水対策、社会資本ストックの予防保全対策、消防を戦略的・重点的に実施する。」（第3章3.）

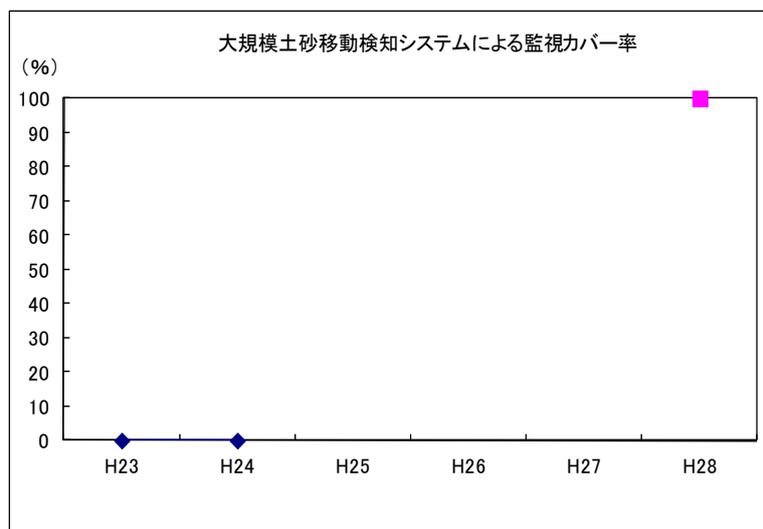
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値		(年度)			
H23	H24				
0%	0%				



事務事業の概要

主な事務事業の概要

大規模土砂災害に対する警戒避難体制の整備 (◎)

大規模土砂災害への警戒避難体制を充実・強化するため、大規模土砂移動検知システムの整備等を推進する。

予算額：治水事業費 7,761億円の内数(平成24年度事業費)

砂防事業費等(補正) 424億円の内数(平成24年度事業費)

関連する事務事業の概要

該当なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

- ・大規模土砂移動検知システムは、第一段階として各地方整備局においてセンサー等機器類の設置と通信ネットワークの整備を行い、各地域の振動データを解析装置へ集約し、地方整備局ごとに実験的運用を開始する。第二段階として全国の解析装置等から得られたデータを通信ネットワークで繋ぎ、各地域から得られた解析結果を共有する。第三段階で全国システム総体として得られた全国のデータを利用した解析・調整を行った後に、最終段階として本運用での監視を開始できるものである。
- ・平成24年度は、一部の地域でセンサーを設置しており、平成24年度補正予算においても、全国でセンサーの設置を進めている。
- ・平成25年度には、全国でセンサー類の設置が概ね完了し各地方整備局内でのデータ集約が行われ実験的運用が行われる予定であり、第一段階完了に向け予定通り進んでいる。
- ・平成26年度内に第二段階も完了し第三段階においても第二段階終了後から一年程度の期間で完了することが見込まれることから、目標年度に目標値を達成すると見込まれるが、第三段階を終えた後に監視が開始される
- ・こうした各段階が終了していないため、平成24年度の実績値についてはまだ進捗が見られていないが、各地方整備局におけるセンサー等機器類の設置とネットワーク化作業については、おおむね予定通り進んでいることから、目標年度に目標値の達成が見込まれる。

(事務事業の実施状況)

- ・平成22年8月に、過去の発生事例から得られている情報をもとに深層崩壊の推定頻度に関する全国マップを公表し、これをもとに深層崩壊の頻度が特に高いと推定される地域を中心にさらに調査を実施し、溪流(小流域)レベルで評価することや、危険と判断された箇所については、必要に応じて天然ダムが形成される可能性などの調査を実施し、周辺や下流の自治体とともに警戒避難対策について検討することとした。
- ・平成22年11月の土砂災害防止法の一部改正では、平成21年12月の「特殊な土砂災害等の警戒避難に関する法制度検討会」から示された提言を踏まえ、大規模な土砂災害が急迫している状況において、市町村が適切に住民の避難指示の判断等を行えるよう、国土交通省又は都道府県が緊急調査を実施し、被害が想定される区域・時期の情報を提供することとした。
- ・平成23年7月に開催した「今後の土砂災害対策を考える会」の意見を踏まえ「今後の土砂災害対策の方向性」をとりまとめ、「国土の保全に資する土砂災害対策の推進」「土砂災害対策を取り巻く社会条件・自然環境の変化への対応」の一環として、大規模土砂移動検知システムの整備を進めているところである。
- ・平成24年度当初予算より、日本再生重点化措置の激甚な水害・土砂災害が生じた地域等における災害対策として、大規模災害時のより迅速な対応を図るため、深層崩壊発生の危険性が高い地域において、大規模土砂移動検知システムの整備を開始した。
- ・平成24年度は、一部の地域において振動センサーを設置したことにより、土砂移動や、地震等による、振動データを取得できるようになった。平成24年度補正予算においても振動センサーの設置を進め、大規模土砂移動検知システムの整備を進めていく。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度末までに一部の地域でセンサーを設置しており、引き続き、全国でセンサーの設置を進める。
- ・平成25年度には、全国でセンサー類の設置が概ね完了し各地方整備局内でのデータ集約が行われ実験的運用が行われる予定であり、第一段階完了に向け予定通り進んでいる。
- ・平成26年度内に第二段階も完了し第三段階においても第二段階終了後から一年程度の期間で完了することが見込まれることから、予定通り目標年度に目標値を達成すると見込まれるが、第三段階を終えた後に本運用での監視が開始されるため、平成24年度については、指標の達成状況については判断ができないことから、N-2と評価した。
- ・引き続き、本運用開始に向け進捗を図る。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

なし

(平成26年度以降)

なし

担当課等(担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局砂防部砂防計画課(課長 西山 幸治)

業績指標 7 1

リエゾン協定締結率（国土交通省等とリエゾン（現地情報連絡員）派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合）

評 価

A-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：91%（平成24年度） 初期値：71%（平成23年度）
-----	--

（指標の定義）

国土交通省とリエゾン（現地情報連絡員）派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合（%）

国土交通省とリエゾン派遣に関する協定を締結している市町村の割合（%）＝①/②×100

①国土交通省とリエゾン派遣に関する協定を締結している市町村数

②全国の市町村数（政令指定都市は除く）

（目標設定の考え方・根拠）

本指標のリエゾン協定は、大規模自然災害等が発生又は発生の恐れがある場合において、国土交通省及び市町村が必要とする各種情報の交換等に係る事項を定め、もって適切な災害対処に資することを目的とする。

なお、全国政令指定都市とは既に協定締結済であるため、本指標では対象外としている。

全国の市町村と迅速な情報共有を図ることにより、被災地域の被害拡大の防止や2次被害防止、を図り、国民の安全・安心及び民生の安定を確保するため、できるだけ早期に全国全市町村との間で協定を締結する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標とする。

（外部要因）

なし

（他の関係主体）

全国市町村（政令指定都市を除く）。

（重要政策）

【施政方針】

—

【閣議決定】

—

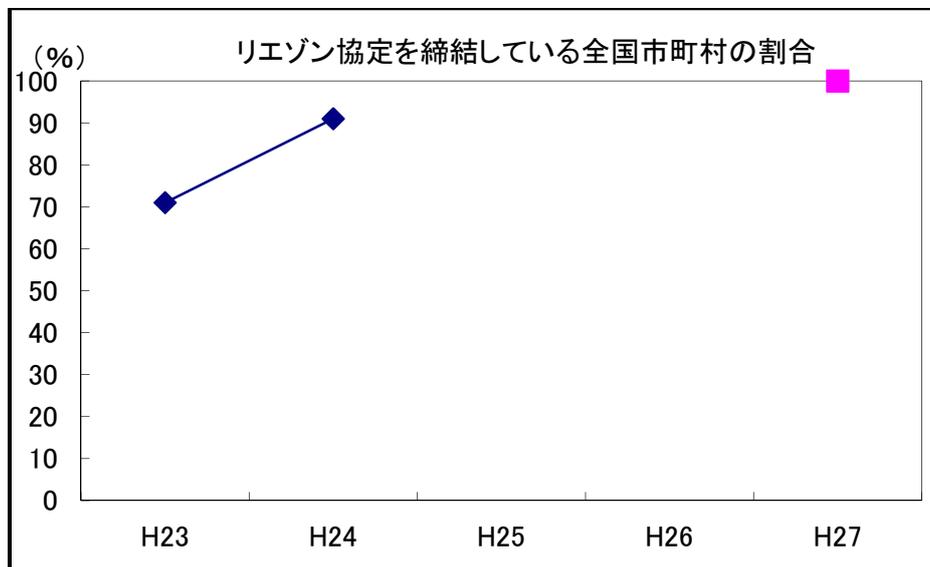
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章 計画期間における重点目標と事業の概要」の「重点目標1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる」に記載。

【その他】

—

過去の実績値				（年度）
H23	H24			
71%	91%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

・早期に全国市町村との協定締結を図ることを目途に、その主旨や過去の災害時における効果等について引き続き市町村に説明することにより協定率の向上を図り、被災時における的確かつ迅速な災害対処体制の構築を図る。

関連する事務事業の概要

該当なし。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

・平成24年度は、協定締結率を順調に伸ばしている。

(事務事業の実施状況)

・全国各地方整備局等と市町村の間で定期的にリエゾン協定に係る協議を実施する体制を構築。

課題の特定と今後の取組みの方向性

・平成24年度は、協定締結率を順調に伸ばしている。

・東日本大震災等、近年頻発する大規模自然災害での国土交通省リエゾンの果たした役割について、被災した市町村からの一定の評価を踏まえ、非常時における国土交通省の役割について明確に説明し、協定の締結促進を図ることとする。

・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

特になし

(平成26年度以降)

特になし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土局 防災課(課長 塚原 浩一)

業績指標 7 2

大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の①実施地域ブロック数、②参加都道府県及び③政令指定都市数

評価

A-2	目標値：① 10ブロック (100%) (平成28年度) ② 47団体 (100%) (平成28年度) ③ 20団体 (100%) (平成28年度) 実績値：① 4ブロック (40%) (平成24年度) ② 22団体 (47%) (平成24年度) ③ 9団体 (45%) (平成24年度) 初期値：① 1ブロック (10%) (平成23年度) ② 5団体 (11%) (平成23年度) ③ 2団体 (10%) (平成23年度)
-----	---

(指標の定義)

東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数

①：全ブロックで実施 ②：全都道府県と共同実施 ③：全政令指定都市と共同実施

(目標設定の考え方・根拠)

大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要があり、こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。

(外部要因)

地元調整の状況等

(他の関係主体)

都道府県、政令指定都市、ライフライン・インフラ事業者、マスコミ等

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

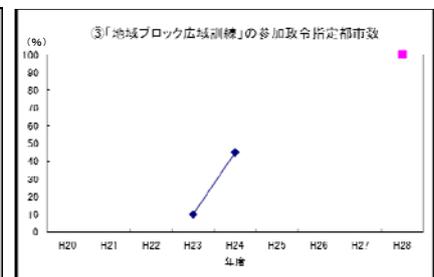
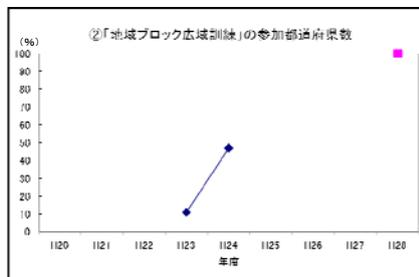
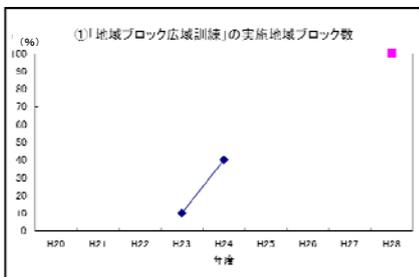
【閣決(重点)】

社会資本整備重点計画「第3章 計画期間における重点目標と事業の概要」の「重点目標1 大規模又は広域的な災害リスクを低減させる」に位置付けられている。

【その他】

なし

過去の実績値		(年度)
H23	H24	
① 1ブロック (10%) ② 5団体 (11%) ③ 2団体 (10%)	① 4ブロック (40%) ② 22団体 (47%) ③ 9団体 (45%)	



事務事業の概要

主な事務事業の概要

関係機関との連携強化を図ることを目的に、既存の協議会等を活用して広域的な防災訓練を継続的に実施し、地域ブロックにおける防災力向上を図る。

関連する事務事業の概要

該当なし。

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

平成24年度は、順調に進捗している。

(事務事業の実施状況)

各ブロックにおいて、既存の協議会等を通じて関係機関との連携強化を図っている。

課題の特定と今後の取組みの方向性

- ・平成24年度は、順調に進捗している。
- ・関係機関との連携体制を強化するため、防災訓練等を通じて課題等の抽出・発見に努め、より実践的・効果的な訓練となるよう工夫する。
- ・以上から、A-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成25年度)

特になし

(平成26年度以降)

特になし

担当課等(担当課長名等)

担当課：水管理・国土保全局 防災課(課長 塚原 浩一)

業績指標 73

主要な河川構造物の長寿命化計画策定率

評 価	
A-2	目標値：100%（平成28年度） 実績値：約30%（平成24年度） 初期値：約3%（平成23年度）

(指標の定義)

・堰、水門、排水機場等、主要な河川構造物について、施設毎に長寿命化計画を作成している施設の割合（%）

主要な河川構造物の長寿命化計画策定率＝①／②

- ①：長寿命化計画を策定済み施設数
- ②：堰、水門、排水機場等主要な河川管理施設（約3,500施設）

(目標設定の考え方・根拠)

本指標は、老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する河川構造物の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。

主要な河川構造物について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全ての主要な河川構造物について、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、平成28年度までに河川構造物の長寿命化計画の全施設の策定を目標とする。

(外部要因)

なし

(他の関係主体)

なし

(重要政策)

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

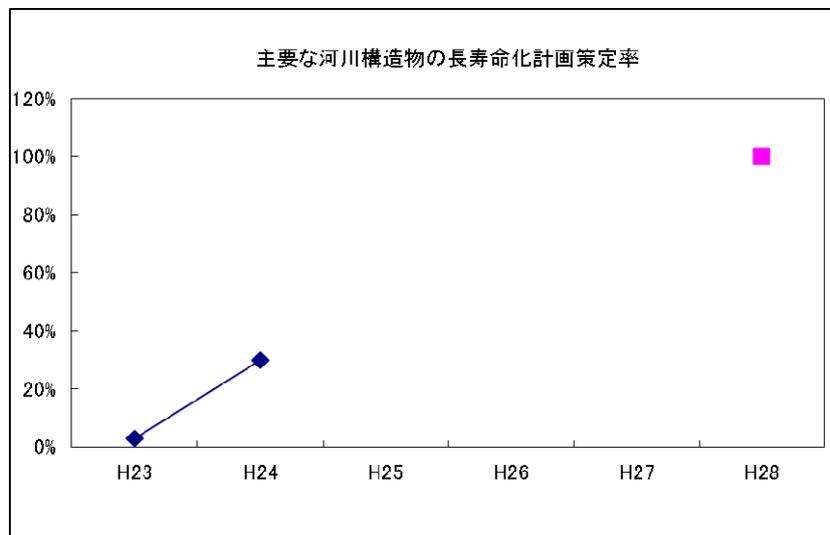
【閣決（重点）】

社会資本整備重点計画（平成24年8月31日）「第3章に記載あり」

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H23	H24			
約3%	約30%			



事務事業の概要

主な事務事業の概要

社会資本の的確な維持管理・更新 (◎)

我が国においては、高度経済成長時代に集中投資した社会資本の老朽化の進行が見込まれていることから、社会資本がその役割を十分果たすことができるよう、適切な老朽化対策を講じる必要がある。

そのため、社会資本の実態把握に努めるとともに、定期的な巡視、点検の実施や長寿命化計画の策定、予防的な修繕や計画的な更新を進めるなど、戦略的な維持管理・更新を実施する。

(注) ◎を付した施策項目は、社会資本整備重点計画にその概要が定められた社会資本整備に係る施策に関するものである。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

(指標の動向)

「順調である」

実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれる。

(事務事業の実施状況)

平成 24 年度、全国に対して長寿命化計画策定に関する通知を送付

課題の特定と今後の取組みの方向性

実績値によるトレンドを延長すると、目標年度に目標値を達成すると見込まれ、引き続き既存の施策を推進していくこととし、A-2 と評価した。

平成 25 年度以降における新規の取組みと見直し事項

(平成 25 年度)

なし

(平成 25 年度以降)

なし

担当課等 (担当課長名等)

担当課： 水管理・国土保全局河川環境課 (課長 渥美 雅裕)

業績指標 7 4

大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数

評 価	
N-2	目標値：20台（平成27年度） 実績値：0台（平成24年度） 初期値：0台（平成22年度）

（指標の定義）

大規模災害発生時に迅速に調達可能な無人化施工機械（ただし、標準化されたインターフェースを装備したものに限り）の台数

（目標設定の考え方・根拠）

迅速的確な災害復旧活動を実現するためには、建設機械や専門技術者等の活用が不可欠である。中でも、遠隔から建設機械を操作する無人化施工技術は、操作員の安全を確保し、火山噴火等大規模な災害に際しての復旧作業に必要な技術の一つである。

無人化施工を迅速に行うためには機械操作や画像伝送等に不可欠な通信システムを現場で早急に構築する必要がある。現在は通信システムの構築、特に機器類の接続の調整に時間を要しているが、これら調整の簡便化のためにシステムの接続仕様（インターフェース）の標準化を図る。

以上から、業績指標（アウトプット）を接続仕様（インターフェース）が標準化された「大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数」とした。

なお、目標値は、災害は日本全国どこでも発生する可能性があり、災害復旧活動を迅速に複数台で作業開始できることを念頭に置き、全国で官・民それぞれが保有する機械を合わせて「20台」（各地方整備局等管内で2台程度）を平成27年度までに確保することを目標とした。

（外部要因）

市場動向の変化による建設投資の増減

（他の関係主体）

なし

（重要政策）

【施政方針】

なし

【閣議決定】

なし

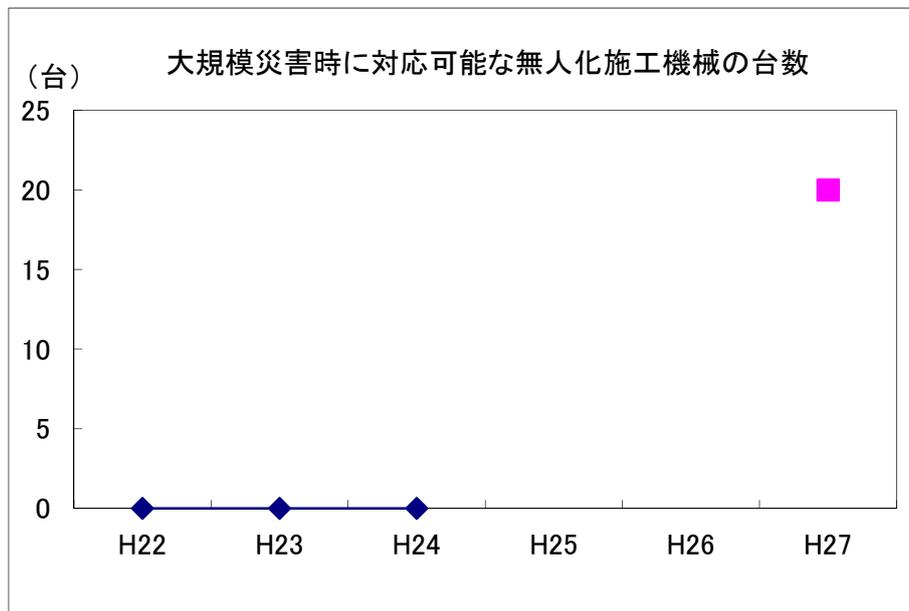
【閣決（重点）】

なし

【その他】

なし

過去の実績値				(年度)
H22	H23	H24		
0台	0台	0台		



事務事業の概要

主な事務事業の概要

無人化施工機器の通信システムの標準的な接続仕様（案）を作成した。

関連する事務事業の概要

なし

測定・評価結果

目標の達成状況に関する分析

（指標の動向）

「判断できない」

大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数については、平成24年度にシステムの標準的な接続仕様（案）を作成した段階であり、平成24年度は目標の達成状況については判断できない。

（事務事業の実施状況）

無人化施工技術の実績が豊富な民間業団体関係者と意見交換を実施し、機器類、通信ルール等の標準仕様（案）を作成した。

課題の特定と今後の取組みの方向性

大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数については、平成24年度にシステムの標準的な接続仕様（案）を作成した段階であり、今後、事業部局や民間において仕様に基づいた導入や改造が進められることにより、目標年度までに目標達成は可能であり、本事業は引き続き継続実施することとし、N-2と評価した。

平成25年度以降における新規の取組みと見直し事項

（平成25年度）

なし

（平成26年度以降）

なし

担当課等（担当課長名等）

担当課： 総合政策局公共事業企画調整課（課長 安藤 淳）